

日本防災設備協同組合 ●東京都文京区本郷一丁目15番6号 ☎ 03-3813-9650(代)

URL <http://nichibou.main.jp/>

事務連絡 nichiboukyouf@ic.ocn.ne.jp
営業連絡 nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

目 次

3 月 度 理 事 会 の 概 要

◎ 理事長挨拶	1
◎ 各担当理事の業務報告	1
◎ 議案の審議結果	2

情 報

◎ 表示の除去が行われた住宅用火災警報器の件について		
	日本検定協会 4
◎ 官報 (号外第 68 号 平成 20 年 3 月 31 日)	 5~14
・ 消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令		
・ 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令		
・ 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令		
・ 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令		
・ 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令		
・ 消防用吸管の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令		

事務局だより

・ 組合第 41 回通常総会、5 月 15 日	15
・ 共済制度について	15
・ ご注文は今後も F A X で	15

3 月度理事会議事録の概要

開催日時 平成 20 年 3 月 27 日 (木) 14 時 30 分～16 時 30 分
開催場所 文京区民センター2 階 A 会議室 (文京区本郷 4-15-14)
出席理事数 9 人

(1) 理事長挨拶

月例より一週間遅れの 3 月度理事会であります。本日は年度末のお忙しい中、皆さんご出席いただきありがとうございます。早速ですが審議に入らせていただきます。

(2) 2 月度理事会議事録、及び 3 月度業務報告の確認。

(3) 業務報告

① 事務局運営・渉外

- ・ 東京消防庁開庁 60 周年にあたり、都民生活の安全と東京消防の発展に寄与されたとし、当組合に感謝状が贈られた。

② 広報・防災組合ニュース

機関誌冬号の発送が完了、次年度機関誌制作に向け検討。

③ 教 育

次年度は消防設備士第 1 類、4 類、5 類、6 類受験準備講習会の他に第 3 類 (二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備) の受験準備講習会も開催の予定。

④ 福利厚生・企画：特になし

⑤ 財 務

お陰様で 2 月売上も前年度比で好調であった。現段階で年間売上目標額に達し黒字収支となり資金繰りも問題ない。皆様のご協力に感謝致します。

⑥ 共同購買

19 年度の売上は目標の売上額を達成いたしました。組合員各位の大きな協力に厚く感謝致します。20 年度はいろいろ厳しい局面が予想されますが、営業に携わる者は一致協力し頑張っていくつもりです。

⑦ 開 発：次年度に向け検討中。

⑧ 研究部会・ビジネス交流会

- ・ 組合ホームページのビジネス交流会専用電子掲示板（ＢＢＳ）に続き、「メンバープロフィール」ページ作成を検討中。
- ・ 第３回ビジネス交流会の開催予定
平成 20 年 6 月 26 日（木）午後 3 時 00 分～5 時 00 分
セミナー・講演会予定：「地デジ」について

⑨青年部：特になし

⑩支部運営促進：特になし

⑪共同受注

衆議院受注物件の現場作業は無事終了。文京区は次年度より電子入札に移行すること。

⑫その他の事業（保険）

東京防災指導協会のラベル購入条件の損害賠償保険相当の当組合団体保険を用意する予定（次回更新時）。

（４）議案の審議

第 1 号議案 新年度各事業計画案と予算案等について

- ・ 事業計画案及び予算案は承認されたが、法令改正により報告書式が変わったため、4 月理事会に新形式で作成したものを改めて承認願う。・・・継続審議。

第 2 号議案 役員改選、理事会推薦候補者について

- ・ 理事会推薦候補者について検討。・・・継続審議。

第 3 号議案

共同購買事業感謝、永年勤続表彰者、及び新規組合員紹介者謝礼について確認を行った。・・・承認。

（５）その他

予定確認

4 月 18 日（金） 三役会

4 月 22 日（火） 会計監査

4 月 24 日（木） 4 月度理事会

5 月 15 日（木）第 41 回通常総会

4 月度理事会開催予定

日時：平成 20 年 4 月 24 日（木）午後 2 時 30 分～4 時 30 分

場所：文京区民センター3 階 C 会議室

平成20年3月度業務報告

・月 日 (曜)	・内 容 等	・来局理事等
2月21日 (木)	2月度理事会 (文京区民センター会議室) 業務決裁	・・・ 藤岡副理事長
2月25日 (月)	業務決裁	・・・ 広江理事
2月28日 (木)	業務決裁 本郷消防署講習会	・・・ 藤岡副理事長 (会社にて) ・・・ 渡辺事務局長
2月05日 (水)	業務決裁	・・・ 広江理事
3月06日 (木)	防災組合ニュース発行	
3月07日 (金)	業務決裁	・・・ 藤岡副理事長 (会社にて)
3月12日 (水)	本郷消防署予防課長より、 東京消防庁総監感謝状受賞 (組合事務局において)	
3月17日 (月)	経理指導 東京都中小企業団体中央会情報連絡会	・・・ 小出会計事務所 ・・・ 渡辺事務局長
3月21日 (金)	経理指導	・・・ 小出会計事務所
3月24日 (月)	三役会 (文京シビックセンター会議室) ・・・ 荻理事長、千葉副理事長、藤岡副理事長、 渡辺事務局長、岡野次長 業務決裁	・・・ 藤岡副理事長
3月27日 (木)	3月度理事会 (文京区民センター会議室) 業務決裁	・・・ 藤岡副理事長



検 検 警 第 5 3 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

社団法人日本火災報知機工業会

会長 岡 田 榮 一 殿

日本消防検定協会
理事長 木 挽 孝



表示の除去が行われた住宅用火災警報器の件について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は協会の業務につきましてご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度、住宅用火災警報器について販売業者が、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）に規定する表示（自動試験機能付及び交換期限の表示）を除去して販売したことがわかりました。

当協会において調査したところ、一の販売業者が平成20年1月下旬から同年2月下旬までの間に光電式住宅用火災警報器（商品型名：YSA-210JP、型式番号：鑑住第18～18号、自動試験機能付）約800個に対し表示の除去を行い愛知県豊川市、豊橋市、安城市、半田市、豊田市等の地域で販売したことが確認されました。

鑑定では、消防法令等に規定されている性能、構造、表示等を有しているか否かについて確認しておりますので、鑑定に合格した消防用機器等の表示が流通過程において変更等されることのないよう適切な管理について、貴工業会会員の皆様に周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、表示の除去が行われ販売された光電式住宅用火災警報器についてはすべての販売先に対して回収及び交換が行われていることを申し添えます。



担当者

日本消防検定協会

検査部 小川、細川

試験部 由井、飯塚

電話番号 0422 - 44 - 7471

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

(内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二)

〔省 令〕

○地方公営企業等金融機構の業務運営に関する省令(総務四〇)

○農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令等の一部を改正する省令(同四一)

○地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令(同四二)

○消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(同四三)

(同四三)

○泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(同四四)

○消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(同四五)

○消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(同四六)

○動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(同四七)

○消防用吸管の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(同四八)

○在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令(総務・外務一)

○教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(文部科学九)

○免許状更新講習規則(同一〇)

○国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令(同一一)

○義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令(同一二)

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則及び核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する省令(同一三)

○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働六一)

○薬剤師法施行規則及び薬事法施行規則の一部を改正する省令(同六二)

○老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(同六三)

○医師法、歯科医師法及び保健師助産師看護師法意見の聴取等手続規則の一部を改正する省令(同六四)

第四十三条の表を次のように改める。

種類	呼称	四十	三十	二十五	二十
使用圧二・〇	二百	二百	二百	二百	二百五十
使用圧一・六	百八十	百八十	二百	二百五十	
使用圧一・〇	百二十	百六十	二百	二百五十	
使用圧〇・七	百二十	百六十	二百	二百五十	

(単位 度毎メートル)

第四十五条中「場合」の下に「使用圧二・〇のものにあつては八十回、使用圧一・六のものにあつては五十回」を加える。

第四十六条第二項第二号中「において」の下に「使用圧二・〇のものにあつては四メガパスカル、使用圧一・六のものにあつては三・二メガパスカル」を加える。

第四十九条を第五十四条とする。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の二章を加える。

第六節 大容量放水砲用ホース
(内径)
第四十九条 大容量放水砲用ホースの内径は、当該大容量放水砲用ホースに表示された呼び径からその呼び径の百三パーセントの内径までの範囲内のものでなければならない。

(長さ)
第五十条 大容量放水砲用ホースの長さ(単位 メートル)は、乾燥させた状態で、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまでの範囲内のものでなければならない。

(試験圧力)
第五十一条 大容量放水砲用ホースは、使用圧の二・〇倍(ジャケットの劣化等を防ぐための処置がされているものにあつては、一・五倍)の水圧に五十分耐えるものでなければならない。

(よじれ)
第五十二条 大容量放水砲用ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、使用上支障のない範囲内でなければならない。

(準用)
第五十三条 第七条から第十条まで、第十四条及び第十六条の規定は大容量放水砲用ホースについて準用する。この場合において、第八条第三項第二号の規定中「長さ三十センチメートルの部分」とあるのは「一部分」と、第十四条及び第十六条の規定中「その種類に応じた使用圧」とあるのは「使用圧」と、同条の規定中「使用圧一・三以下」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

- この省令は、公布の日から施行する。
- この省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う検定対象機械器具等についての試験を申請している消防用ホースに係る試験については、なお従前の例による。
- この省令の施行の際、現に型式承認を受けている消防用ホース及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた消防用ホースに係る型式承認は、改正後の消防用ホースの技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

○総務省令第四十四号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の規定に基づき、泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

総務大臣 増田 寛也

泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令
泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和五十年自治省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 泡消火薬剤(第五条―第十六条)
- 第三章 大容量放水砲用泡消火薬剤(第十七条―第二十二条)
- 第四章 雑則(第二十三条)

附則

第二章 総則
第二条第一号中「第五号」を「第六号」とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号に次のただし書を加え、同号を同条第六号とする。

ただし、大容量放水砲用泡消火薬剤にあつては、設計された容量パーセントの濃度にした水溶液をいう。

第二条第四号の次に次の一号を加える。

五 大容量放水砲用泡消火薬剤 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)第十四条第五項に規定する大容量放水砲用泡消火薬剤である泡消火薬剤をいう。

第四条の次に次の章名を付する。

第二章 泡消火薬剤

第五条中「泡消火薬剤の比重」を「泡消火薬剤(大容量放水砲用泡消火薬剤を除く。以下この章において同じ)の比重」に改める。

第十条中「JIS K 2265」を「JIS K 2265-3」に、「石油製品引火点試験方法」を「ペンスキーマルテンス密閉法」に改め、「JIS K 2265」に適合する引火点試験器を用いてを削る。

第十二条中「温度二十度の泡水溶液を」の下に「大容量放水砲用泡消火薬剤の泡水溶液を除く。以下この章において同じ。」を加える。

第十五条第一号中「鋼製ドラム」を「鋼製タイトヘッドドラム」に改め、同条第二号中「ペールかん」を「鋼製ペール」に改める。

第十七条を第二十三条とし、第十六条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 大容量放水砲用泡消火薬剤

(比重)
第十七条 大容量放水砲用泡消火薬剤の比重は、第五条に定める方法により測定した場合又はJIS K 6001-1に定める比重瓶法により温度二十度の大容量放水砲用泡消火薬剤をハーバード型比重瓶を用いて測定した場合において、同条の表の上欄に掲げる泡消火薬剤の種類に応じ同表下欄に掲げる範囲内でなければならない。

(粘度)

第十八条 大容量放水砲用泡消火薬剤の粘度は、第六条に定める方法又はJIS Z 8803に定める単一円筒回転粘度計による粘度測定方法により使用温度範囲で測定した場合において、設計された粘度以下でなければならない。

(発泡性能)

第十九条 温度二十度の大容量泡放水砲用泡消火薬剤の泡水溶液（以下この条及び次条において単に「泡水溶液」という。）を水圧力〇・七メガパスカル、放水量十リットル毎分で床面から高さ一・〇七五メートルの位置に水平に固定された別図第七に示す大容量泡放水砲用発泡ノズルを用いて発泡させ、泡が自然落下する地点に設置した別図第八に示す泡コレクターを介して、別図第九に示す泡コンテナに泡を受けた場合において、泡の膨脹率（泡水溶液の容量と発生する泡の容量との比をいう。）は六倍（大容量泡放水砲用水成膜泡消火薬剤にあつては五倍）以上十倍未満であり、かつ、発泡前の泡水溶液の容量の二十五パーセントの泡水溶液が泡から還元するために要する時間は二分以下でなければならない。変質試験後の泡水溶液についても同様とする。

(消火性能)

第二十条 大容量泡放水砲用泡消火薬剤の消火性能は、二百リットルのノルマルヘプタンを入れた別図第十に示すB火災模型（大容量泡放水砲用）に点火し、点火一分後に温度二十度の泡水溶液を前条の規定の例により当該模型の燃焼面中央付近に三分間連続して発泡させた場合において、次の各号に適合するものでなければならない。変質試験後の泡水溶液についても同様とする。

- 一 消火に要する時間は四分以内であること。
- 二 発泡を終了してから十五分後に一リットルのノルマルヘプタンを入れた別図第十一に示す耐火性試験用ポットを、その上縁が泡面と同じ高さになるように泡面の中央部に置いて点火し、五分間燃焼させた場合において、再燃しないものであること。
- 三 発泡を終了してから二十分後に別図第四に示す点火器を用いて泡面に炎を近づけても再燃しないものであること。

(表示)

第二十一条 大容量泡放水砲用泡消火薬剤の容器には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

- 一 種別
- 二 型式
- 三 大容量泡放水砲用泡消火薬剤の容量
- 四 使用温度範囲
- 五 取扱上の注意事項
- 六 製造年月
- 七 製造番号
- 八 製造者名又は商標
- 九 型式番号
- 十 大容量泡放水砲用泡消火薬剤である旨

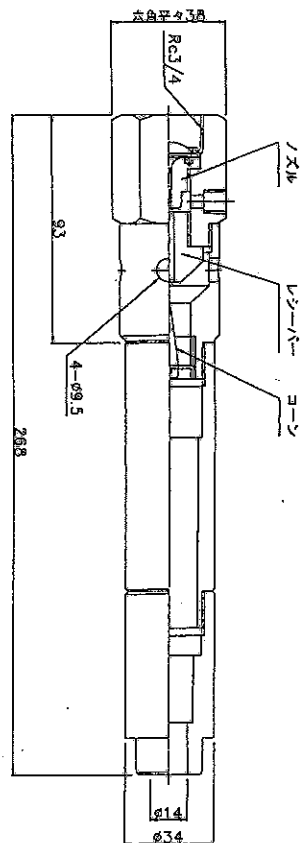
(準用)

第二十二条 第七条から第十一条まで、第十四条及び第十五条の規定は大容量泡放水砲用泡消火薬剤について準用する。

第四章 雑則

別図第四中「第13条関係」を「第13条及び第20条関係」に改め、同図の次に次の五図を加える。

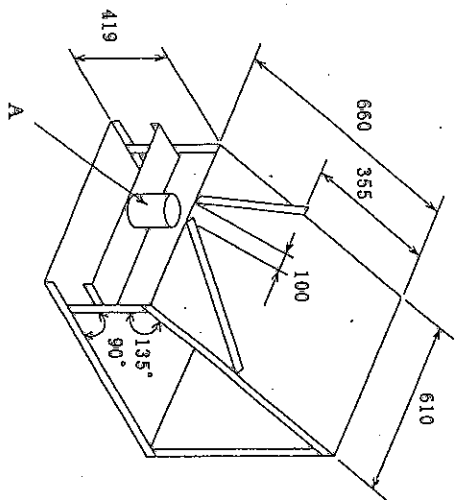
別図第7 大容量泡放水砲用発泡ノズル（第19条関係）



仕 様
吐出量：10 L/min 於 0.7MPa
接 続：Rc3/4

単位：ミリメートル

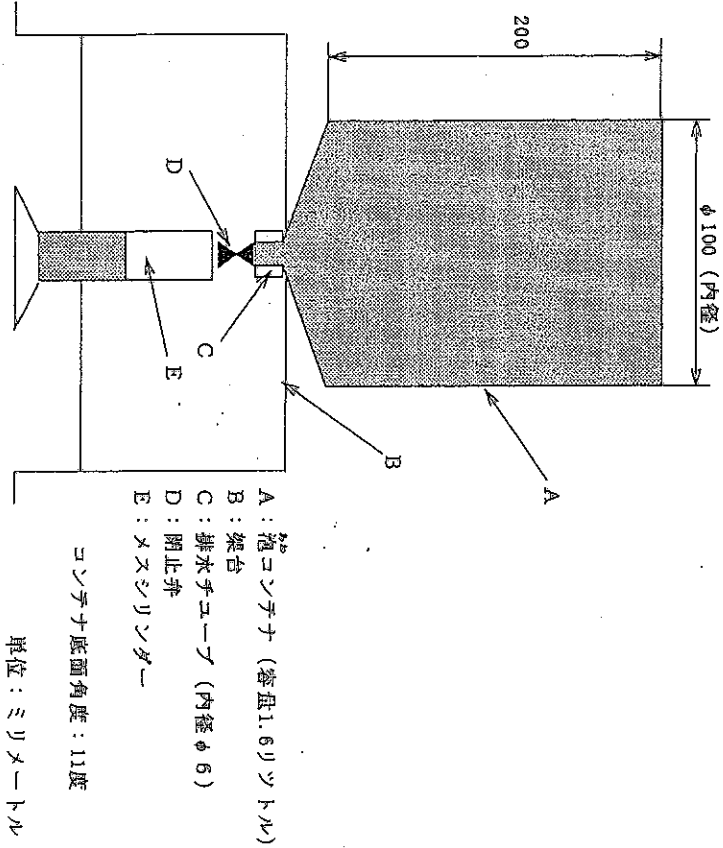
別図第8 泡コレクター（第19条関係）



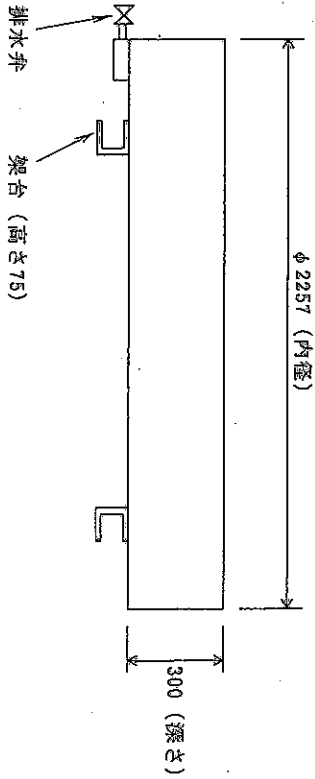
A：泡コンテナ

単位：ミリメートル

別図第9 泡コソチナ (第19条関係)

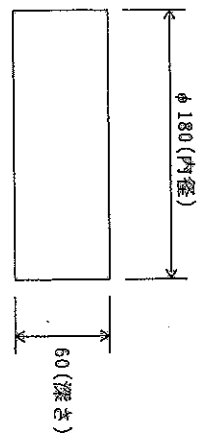


別図第10 B火災模型 (大容量泡放水砲用) (第20条関係)



単位: ミリメートル

別図第11 耐火性試験用ボルト (第20条関係)



附則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う検定対象機械器具等についての試験を申請している泡消火薬剤に係る試験については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている泡消火薬剤及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた泡消火薬剤に係る型式承認は、改正後の泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

○総務省令第四十五号

消防法 (昭和二十三年法律第八十六号) 第二十一条の二第二項の規定に基づき、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令 (平成二十年三月三十一日)

総務大臣 増田 寛也

消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令 (平成二十年三月三十一日) 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令 (平成四年自治省令第二号) の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 総則 (第一条・第二条)
- 第二章 差込式結合金具 (第三条―第十七条)
- 第三章 大容量泡放水砲用差込式結合金具 (第十八条―第二十条)
- 第四章 雑則 (第二十一条)

附則

第一章 総則

第二条第一号中「消防用ホース」の下に「消防用ホースの技術上の規格を定める省令 (昭和四十三年自治省令第二十七号。以下「ホース規格省令」という。)(第二条第一号に規定するものをいう。)」を、「動力消防ポンプ」の下に「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令 (昭和六十一年自治省令第二十四号。以下「動力消防ポンプ規格省令」という。)(第二条第一号に規定するものをいう。)」を加え、同条に次の六号を加える。

四 ホースの使用圧 折れ曲がった部分のない状態におけるホースに通水した場合の常用最高使用水圧 (単位 メガパスカル) をいう。

五 大容量泡放水砲用差込式結合金具 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)第十三条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材としての用途にのみ用いられる。大容量泡放水砲用ホース(ホース規格省令第二条第六号に規定するものをいう。以下「大容量泡ホース」という。)を差込みの方法により他の大容量泡ホース、大容量泡放水砲用ポンプ自動車(動力消防ポンプ規格省令第二条第四号に規定するものをいう。)、大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ(動力消防ポンプ規格省令第二条第五号に規定するものをいう。)、等と結合するために、大容量ホースの端部に装着する差し口又は受け口の金具をいう。

六 結合部 大容量泡放水砲用差込式結合金具をかん合する部分をいう。

七 呼び径 結合部の設計された内径(単位 ミリメートル)をいう。

八 大容量ホースの呼び径 ホース規格省令第二条第七号に規定する呼び径をいう。

九 使用圧 大容量泡ホースを装着した状態における大容量泡放水砲用差込式結合金具の常用最高使用水圧(単位 メガパスカル)をいう。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 差込式結合金具

第三条中「差込式結合金具」の下に「大容量泡放水砲用差込式結合金具を除く。以下この章において同じ。」を加える。

第七条の表中「アルミニウム合金押出形材」を「アルミニウム合金の押出形材」に、「JIS H5111(青銅鋳物)」を「JIS H5112(青銅鋳物)及びJIS H5113(青銅鋳物)」に、「JIS H5114(青銅鋳物)」を「JIS H5115(青銅鋳物)及びJIS H5116(青銅鋳物)」に、「JIS H5117(青銅鋳物)」を「JIS H5118(青銅鋳物)及びJIS H5119(青銅鋳物)」に、「JIS H5120(青銅鋳物)」を「JIS H5121(青銅鋳物)及びJIS H5122(青銅鋳物)」に、「及び条」を「並びに条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 受け口のバッキンの材料は、次の表の上欄に掲げる項目に応じ同表の中欄に掲げる測定方法により測定した値が、同表の下欄に掲げる範囲内又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならぬ。この場合において、耐油性及び耐老化性における試験温度及び試験時間は、それぞれ摂氏百度及び七十時間とする。

項目	測定方法	範囲	引張強さ(メガパスカル)		伸び(パーセント)		耐油性		耐老化性	
			上欄	下欄	上欄	下欄	体積変化率(パーセント)	引張強さ変化率(パーセント)	伸び変化率(パーセント)	硬さ変化
硬さ変化	JIS K 6257	プラス十五								
伸び変化率(パーセント)	JIS K 6257	マイナス四十以内								
引張強さ(メガパスカル)	JIS K 6257	マイナス十五以内								
伸び(パーセント)	JIS K 6251	五百以上								
硬さ	JIS K 6253	三十五以上四十五以下								
耐油性	JIS K 6258	プラス五十以上プラス百二十以下								
耐老化性	JIS K 6257	マイナス十五以内								

第十九条 大容量泡放水砲用差込式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

一 製造者名又は商標

二 製造年

三 呼び径

四 装着する大容量ホースの呼び径

五 使用圧

六 大容量泡放水砲用差込式結合金具である旨の表示(準用)

第二十条 第七条及び第九条から第十六条までの規定は大容量泡放水砲用差込式結合金具について準用する。この場合において、第九条第一項の規定中「三メガパスカル(呼称三十、呼称二十五又は呼称二十のホースで、かつ、ホースの使用圧が一・三メガパスカル以下)のものを装着するものにあつては、二メガパスカル。次項において同じ。」とあるのは「使用圧の一・五倍」と、同条第二項の規定中「三メガパスカル」とあるのは「前項」と、第十条の規定中「二メガパスカル(呼称三十、呼称二十五又は呼称二十のホースで、かつ、ホースの使用圧が一・三メガパスカル以下)のものを装着するものにあつては、一・三メガパスカル。第十四条において同じ。」とあるのは「使用圧」と、第十一条の規定中「千回」とあるのは「百回」と、第十四条の規定中「二メガパスカル」とあるのは「使用圧に相当する」と、「腐蝕」とあるのは「腐食」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う検定対象機械器具等についての試験を申請している差込式の結合金具に係る試験については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている差込式の結合金具及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた差込式の結合金具に係る型式承認は、改正後の差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

○総務省令第四十六号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の規定に基づき、消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

(耐圧試験)

第十九条 大容量ホース用の大容量放水砲用ねじり式結合金具は、結合部同士をかん合した状態において、使用圧の一・五倍の内圧力を五分間加えた場合、き裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものでなければならない。

2 大容量ホース用の大容量放水砲用ねじり式結合金具は、結合部同士をかん合した状態において、大容量ホースを装着して、前項の内圧力を五分間加えた場合、装着部から漏水が生じず、かつ、装着した大容量ホースが離脱しないものでなければならない。

3 大容量吸管用の大容量放水砲用ねじり式結合金具は、結合部同士をかん合した状態において、〇・三メガパスカルの内圧力を五分間加えた場合、き裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものでなければならない。

4 大容量吸管用の大容量放水砲用ねじり式結合金具は、結合部同士をかん合した状態において、大容量吸管を装着して、前項の内圧力を五分間加えた場合、装着部から漏水が生じず、かつ、装着した吸管が離脱しないものでなければならない。

(漏水試験) 第二十条 大容量ホース用の大容量放水砲用ねじり式結合金具は、結合部同士をかん合した状態において、使用圧以下の任意の内圧力を加えた場合、かん合部から漏水しないものでなければならない。

(曲げ試験) 第二十一条 大容量ホース用の大容量放水砲用ねじり式結合金具は、結合部同士をかん合した状態で一方を固定し、使用圧に相当する内圧力を加え、かん合部に次の式で求められた曲げモーメントが生じるように、差込み方向に対し直角に力を加えた場合、かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならない。

M (N・m) = 300N × 1.5 × (W・C・L × 5) mm (繰返し試験) 第二十二条 大容量放水砲用ねじり式結合金具は、百回のかん合及び離脱の操作を行った場合、き裂、著しい変形等が生じず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならない。

2 防食被膜を施した大容量放水砲用ねじり式結合金具は、前項の試験を行った場合、防食被膜がはく離しないものでなければならない。

(表示) 第二十三条 大容量放水砲用ねじり式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

一 製造者名又は商標
二 製造年
三 呼び径
四 装着する大容量ホース又は大容量吸管の呼び径

五 使用圧
六 大容量吸管用のものにあつては、「吸」の文字
七 大容量放水砲用ねじり式結合金具である旨の表示

(準用) 第二十四条 第十条から第十四条までの規定は大容量放水砲用ねじり式結合金具について準用する。この場合において、第十条の規定中「差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合」とあるのは「結合部同士をかん合」と、第十一条第一項の規定中「差し口にあつてはホースを装着した受け口と、受け口にあつてはホースを装着した差し口とそれぞれかん合した状態において」とあるのは「結合部同士をかん合した状態において、それぞれかん合した状態において」とあるのは「結合部同士をかん合した状態において、それぞれかん合した状態において」と、同条第二項の規定中「差し口にあつては吸管を装着した受け口と、受け口にあつては吸管を装着した差し口とそれぞれかん合した状態において」とあるのは「結合部同士をかん合した状態において、それぞれかん合した状態において」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の際、現に日本消防検定協会の行う検定対象機械器具等についての試験を申請しているねじり式の結合金具に係る試験については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際、現に型式承認を受けているねじり式の結合金具及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けたねじり式の結合金具に係る型式承認は、改正後のねじり式の結合金具の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

○総務省令第四十七号
消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(昭和六十一年自治省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令
動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 試験(第十六条―第二十五条)を」を「第四章 大容量放水砲用消防ポンプ自動車(第十九条―第二十条)に係る試験(第三十一条―第三十六条)に改める。」に改める。

第二章 雑則(第二十六条)を「第五章 大容量放水砲用消防ポンプ自動車(第十九条―第二十条)に係る試験(第三十一条―第三十六条)に改める。」に改める。

第二章第四号中「第十六条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 大容量放水砲用消防ポンプ自動車 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)第十三条第三項に規定する大容量放水砲用消防ポンプとしてのものであるものをいう。

五 大容量放水砲用消防ポンプ 石油コンビナート等災害防止法施行令第十三条第三項に規定する大容量放水砲用消防ポンプとしてのものであるものをいう。

第三条第八号中「D二級のもの」の下に「並びに大容量放水砲用消防ポンプ自動車及び大容量放水砲用可搬消防ポンプ(以下「大容量放水砲用消防ポンプ」という。)を加え、同条第九号中「可搬消防ポンプ」の下に「大容量放水砲用可搬消防ポンプを除く。」を加え、同条第十号中「B七五〇五(ブルドン管圧力計)」を「B七五〇五―(アネロイド型圧力計)第一号―ブルドン管圧力計」に改める。

第四条の表中「G 四一〇二(ニッケルクロム鋼鋼材)」を「G 四〇五三(ニッケルクロム鋼鋼材)及びクロムモリブデン鋼鋼材」に改め、「JIS G 四一〇五(クロムモリブデン鋼鋼材)」を削り、「配管用炭素鋼鋼管」を「配管用炭素鋼管」に改める。

第六条中「第十六条」を「第二十一条」に改める。
第七条第一項に次の一号を加える。

七 大容量放水砲用動力消防ポンプにあつては、次に掲げる事項
イ 大容量放水砲用である旨
ロ 大容量放水圧力及び放水量
ハ 接続することができる消防用ホースの使用圧(消防用ホースの技術上の基準を定める省令(昭和四十三年自治省令第二十七号)第二条第九号に規定する使用圧をいう。)の下限値

和四十二年自治省令第二十七号)第二条第九号に規定する使用圧をいう。)の下限値

総務大臣 増田 寛也

第八条中「消防ポンプ自動車」の下に「大容量放水水砲用消防ポンプ自動車を除く。以下この章において同じ。」を加える。

第九条第三号二中「第十六条」を「第二十一条」に改める。

第十二条中「可搬消防ポンプ」の下に「大容量放水水砲用可搬消防ポンプを除く。以下この章において同じ。」を加える。

第十三条第二号八中「第十六条」を「第二十一条」に改める。

第十五条第二号六中「第三十七条」とし、同章を第八章とする。

第二十五条を第三十条とし、第二十四条中「第十六条第一項第二号」を「第二十一条第一項第二号」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十三条を第二十八号とし、第二十二條第一項各号列記以外の部分中「第十七条」を「第二十二條」に改め、同項第二号中「第十七條第二項」を「第二十二條第二項」に改め、同条を第二十七條とする。

第二十一条を第二十六條とし、第十八條から第二十條までを五條ずつ繰り下げ、第十七條第一項中「動力消防ポンプ」の下に「大容量放水水砲用動力消防ポンプを除く。以下この章において同じ。」を加え、同条を第二十二條とする。

第十六條第一項中「ポンプ」を「ポンプ（大容量放水水砲用動力消防ポンプのポンプを除く。以下この章において同じ。）」に改め、同条を第二十一條とする。

第四章 試験」を「第四章 大容量放水水砲用消防ポンプ自動車」に改める。

第四章に次の三條を加える。

第十六條 大容量放水水砲用消防ポンプ自動車のポンプは、第八條各号（第六号イ(1)及び(4)並びに第七号を除く。）に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。

一 当該大容量放水水砲用消防ポンプ自動車に表示された消防用ホースの使用圧を越えない処置が施されていること。

二 真空ポンプを利用する呼び水装置を用いるポンプにあつては、次によること。

イ 揚水が完了した後、通路の閉止及び真空ポンプへの動力の伝達停止が自動的に行われるものであること。ただし、真空ポンプの動力が独立しているものにあつては、この限りでない。

ロ 真空ポンプに使用する潤滑剤のタンクは、ポンプのすべての吸水口に長さが十メートルの吸管（以下「標準大容量吸管」という。）を接続し、吸水高さを三メートルの状態とした場合（以下「標準大容量試験条件」という。）において、三回以上の揚水を行うために必要な容量の潤滑剤を確保し、真空ポンプを操作したとき以外には潤滑剤が流出せず、潤滑剤量が確認できかつ、真空ポンプからの水が流入しないものであること。

三 ポンプの揚水を補助するため、水中又は水面に浮かべた状態で使用するポンプ（以下「水中ポンプ」という。）を用いるポンプにあつては、次によること。

イ 水中ポンプの吸水口は、ストレーナを取り付けることができる構造であること。

ロ 水中ポンプの操作部には、ポンプ操作を行いつつながら当該水中ポンプの運転状況を確認できる装置及び緊急停止等のための安全装置が設けられていること。

四 ポンプの吸水口は、ストレーナを取り付けることができる構造であること。ただし、水中ポンプ又はストレーナが取り付けられている消防用吸管を用いるポンプにあつては、この限りでない。

第十七條 大容量放水水砲用消防ポンプ自動車の機関は、第九條各号（第一号イ(3)及び第三号を除く。）に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。

一 水冷式の冷却装置で、補助冷却器が設けられているものにあつては、当該補助冷却器の冷却水の取出し口が、放水側の配管の底部より上部に設けられていること。

二 燃料タンクの容量は、第三十一條に規定する放水性能で二時間以上連続放水運転ができる量の燃料を入れることができるものであること。

（準用）
第十八條 第十條及び第十一條第一号から第三号までの規定は、大容量放水水砲用消防ポンプ自動車について準用する。

第四章の次に次の一章及び章名を加える。
第五章 大容量放水水砲用可搬消防ポンプ
（大容量放水水砲用可搬消防ポンプの装備）

第十九條 大容量放水水砲用可搬消防ポンプの操作部、機関部及びポンプ部には当該部分を有効に照明できる照明灯が取り付けられていなければならない。
（準用）

第二十條 第十條、第十四條、第十六條及び第十七條の規定は、大容量放水水砲用可搬消防ポンプについて準用する。

第六章 動力消防ポンプに係る試験
第六章の次に次の一章を加える。

第七章 大容量放水水砲用動力消防ポンプに係る試験
（ポンプの放水性能試験）

第三十一條 大容量放水水砲用動力消防ポンプのポンプは、その吸水口に標準大容量吸管を接続し、吸水高さを三メートルにした状態又は水中ポンプを消防用ホースで接続し、ポンプと当該水中ポンプとの高低差を設計された値とした状態で、ノズル、オリフィス等口径を調整し得られた放水静圧力（以下「大容量放水静圧力」という。）が〇・七メガパスカル以上で、かつ、設計された圧力（以下「大容量放水圧力」という。）とした場合において、設計された放水量を有するものでなければならない。

2 大容量放水静圧力は、ポンプの放水口に大容量整流筒（別図に掲げるものをいう。）を、ポンプの吸水口又は吸管（水中ポンプを用いるポンプにあつては、水中ポンプの吸水口）にストレーナを、それぞれ取り付け付けた状態で測定するものとする。
（連続放水試験）

第三十二條 大容量放水水砲用動力消防ポンプは、大容量放水圧力において負荷を最大にした状態で八時間連続して放水運転を行った場合（以下「連続大容量放水運転」という。）において、次の各号に適合するものでなければならない。

一 連続大容量放水運転中において、放水圧力が大容量放水圧力を下回らないこと。

二 連続大容量放水運転中において、ポンプ軸、軸受け等の部品の温度及び当該部品より発する音が安定しており、かつ、当該部品が著しく振動しないこと。

三 部品の消耗、損傷等が放水運転に支障を生じない程度であること。

2 連続大容量放水運転中における第二十二條第二項各号に掲げる部分の温度は、当該各号に定める温度以下でなければならない。

3 大容量放水水砲用動力消防ポンプの機関の各気筒圧縮圧力の最大差は、連続大容量放水運転の直後に、始動操作により機関を回転させた場合（ガソリンを燃料とする機関にあつては、スロットルを最大限度の位置にした状態で回転させた場合）において、当該気筒圧縮圧力の平均値の二十パーセント以内でなければならない。

4 連続大容量放水運転は、計器灯、照明灯等使用上必要な照明器具を点灯した状態で行うものとする。

(耐圧試験)

第三十三条 大容量泡放水砲用動力消防ポンプのポンプ及び配管は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める圧力を三分間加えた場合において、漏水、著しい変形等の異常が生じないものでなければならない。

一 ポンプ及び放水側の配管 ポンプを通常の使用状態で使用した場合に生じるポンプ圧力の最大値の一・五倍の圧力

二 吸水側の配管 一・五メガパスカル又はポンプを通常の使用状態で使用した場合に生じるポンプの吸水側圧力の最大値の一・五倍の圧力のいずれか大きい値の圧力 (真空ポンプの機能試験)

第三十四条 大容量泡放水砲用動力消防ポンプの真空ポンプは、次の各号に適合するものでなければならない。

一 ポンプのすべての吸水口に当該吸水口と同径の標準大容量吸管を取り付け当該吸管の先端をふさいだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転を開始したときから設計された時間内に当該外端における空気圧が回転を開始した時点の大気圧の八十四パーセントに達し、かつ、真空ポンプを停止したときから三十秒間における真空漏れが一・三キロパスカル以下であること。

二 真空ポンプ及び当該真空ポンプの駆動装置は、標準大容量吸水試験条件において当該真空ポンプを定格回転速度で回転させて揚水操作を十回行った場合において、構造又は機能に異常が生じないものであること。

三 潤滑剤を循環する方式の真空ポンプにあつては、ポンプのすべての吸水口に標準大容量吸管を取り付け、当該真空ポンプを定格回転速度で回転させて揚水操作を行った場合において、次のいずれの条件においても構造又は機能に異常が生じないものであること。

イ 吸水高さが一メートルの状態
ロ 標準大容量吸水試験条件の状態
ハ イ及び口のそれぞれの状態において、吸管の中央をポンプの吸水口より三十センチメートル高い位置に置いた状態
ニ イからハまでのそれぞれの状態において、ポンプ内の水を完全に排水しない状態及び完全に排水した状態

四 ポンプのすべての吸水口に当該吸水口と同径の標準大容量吸管を取り付け当該吸管の外端をふさいだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転させ、空気圧が回転を開始した時点の大気圧の八十四パーセントに達したときから引き続き五分間回転させた場合において、構造又は機能に異常を生じないものであること。

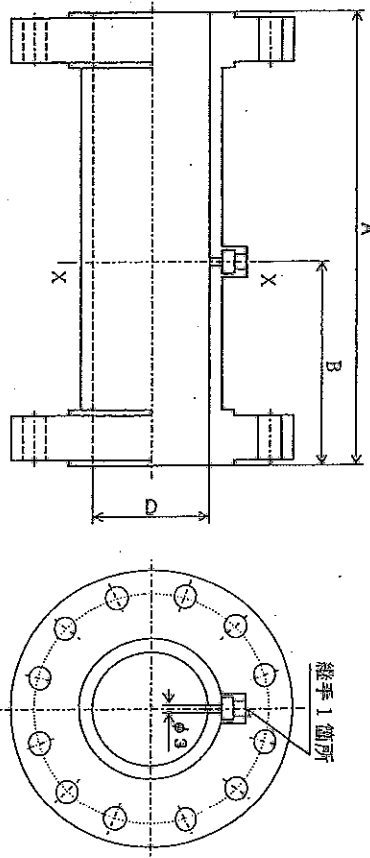
(機関のガバナ作動試験)

第三十五条 大容量泡放水砲用動力消防ポンプの機関のガバナは、ポンプを第三十一条の状態において、スロットルを全開の状態に当該機関を瞬時に無負荷状態とした場合、第二十九条各号に適合するものでなければならない。

第三十六条 第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定は大容量泡放水砲用動力消防ポンプについて準用する。この場合において、第二十七条第一項中「第二十二條」とあるのは「第三十二條」と読み替えるものとする。

別図中「第16号図」を「第20号・第30号図」に改め、別図に次の図を加える。

水噴射機構造



附則

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の日前に消防法第二十一条の十六の四第一項の規定により総務大臣に届出を行った動力消防ポンプについては、改正後の動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の規格に適合する動力消防ポンプとみなす。

○総務省令第四十八号
消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、消防用吸管の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年三月三十一日
消防用吸管の技術上の規格を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。
目次
第一章 総則(第一条、第二条)
第二章 消防用吸管(第三条―第十七条)
第三章 大容量泡放水砲用吸管(第十八条―第二十二条)
第四章 雑則(第二十三条)

附則
第一章 総則
第二条を次のように改める。
第二条 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 消防用吸管 動力消防ポンプ(動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十四号)以下「ポンプ規格省令」という。)、第二号第一号に規定するものをいう。の吸水口に結合して使用する吸水のための導管をいう。
二 大容量泡放水砲用吸管 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)第十三条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材としての用途にのみ用いられる、大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車(ポンプ規格省令第二条第四号に規定するものをいう。)(又は大容量泡放水砲用消防ポンプ(ポンプ規格省令第二条第五号に規定するものをいう。))に使用する消防用吸管をいう。

三 呼び径 大容量泡放水砲用吸管の設計された内径(単位 ミリメートル)をいう。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 消防用吸管

第三条中「消防用吸管」の下に「大容量泡放水砲用吸管を除く。以下この章において同じ。」を加える。

第四条中「ゴム及び樹脂ホース試験方法第一部寸法測定」を「ゴム及びプラスチックホース試験方法第一部ホース及びホースアセンブリの寸法測定」に、「寸法測定B法」を「寸法測定D法」に改める。

第五条第一号イ中「JIS K 六三〇一（加硫ゴム物理試験方法）を「JIS K 六二五二（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム引張特性の求め方）」に改め、同条第二号を次のように改める。

二、ゴム及び合成ゴムは、前号に規定するもののほか、次の式で求めた永久伸びが、二十五パーセント以下であること。

$$\frac{W_1 - W_2}{W_2} \times 100$$

ただし、JIS K 六二五二（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム引張特性の求め方）で定める方法により採取した試験片（以下この号において「試験片」という）に付された伸び測定用の標線間の距離（単位：ミリメートル。以下この号において「標線距離」という。）

Lは、試験片をJIS K 六二五二（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム引張特性の求め方）の引張試験において算出した伸びの約二分の一に相当する長さ（単位：ミリメートル）に引張り、十分間保持した後、急に収縮させ、十分間放置した後測定した標線距離

第五条第三号イを次のように改める。

イ 室温で二十四時間以上乾燥器中に放置した後、質量を量り、九十八度以上百二度以下とした加熱器中に四十八時間待つるし、室温で乾燥器中に放冷した後、再び質量を量つた場合、次の式で求めた減量が、一パーセント以下であること。

$$\frac{W_1 - W_2}{W_2} \times 100$$

W₁は、加熱前の質量（単位：グラム）

W₂は、加熱後の質量（単位：グラム）

第五条第三号ロ中「K 六三〇一（加硫ゴム物理試験方法）」を「K 六二五二（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム引張特性の求め方）」に改める。

第十八条を第二十三条とし、第十七条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 大容量泡放水砲用吸管

（内径）

第十八条 大容量泡放水砲用吸管の内径は、第四条に定める方法により測定した場合において、当該大容量泡放水砲用吸管に表示された呼び径からその呼び径の百三パーセントの内径までの範囲内のものでなければならない。

（耐圧力）

第十九条 長さが一メートル以上の大容量泡放水砲用吸管の一端をふさぎ、まつすくにした状態で、〇・三メガパスカルの水圧力を五分間加えた場合において、き裂、漏れ、変形等が生じないものでなければならない。

（伸び）

第二十条 大容量泡放水砲用吸管は、前条の水圧力を五分間加えた場合において、伸びが、十パーセント以下であり、かつ、水圧力を除いた後十分以内にその伸びが二パーセント以下となるものでなければならない。

（表示）

第二十一条 大容量泡放水砲用吸管には、次の各号に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

- 一 製造者名
- 二 製造年

三 呼び径及び長さ

四 使用温度範囲

五 届出番号

六 大容量泡放水砲用である旨

（準用）

第二十二條 第三條、第五條から第七條まで、第十一條、第十四條及び第十六條の規定は大容量泡放水砲用吸管について準用する。この場合において、第五條第三号ロの規定中「その呼称に応じ、次の表に掲げる数値の荷重」とあるのは「使用時にかかる荷重」と、第十一條の規定中「呼称が百五十から五十までのものにあつては十パーセント以上、呼称が四十及び二十五のものにあつては二十パーセント」とあるのは「十パーセント」と、第十四條の規定中「その呼称に応じ、次の表一に掲げる長さの」とあるのは「設計された」と、その呼称に応じ、次の表二に掲げる」とあるのは「使用時にかかる」と、第十六條第一項の規定中「第十三條から第十五條まで」とあるのは「第二十一條において準用する第十四條」と、同条第二項の規定中「第四條から第十二條まで」とあるのは「第五條（第三号ロを除く）第六條、第七條、第十八條から第二十條まで並びに第二十二條において準用する第五條第三号ロ及び第十一條」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

附則
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の日前に消防法第二十一條の十六の四第一項の規定により総務大臣に届出を行つた消防用吸管については、改正後の消防用吸管の技術上の規格を定める省令の規格に適合する消防用吸管とみなす。

○総務省令第一号

外務省令第一号
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十條の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日
総務大臣 増田 寛也
外務大臣 高村 正彦

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表アジアの項中

在チエンナイ日本国総領事
インド（アンドラ・プラデシュ州、カルナータカ州、ケララ州、タミル・ナド州及びボンディシエリー連邦直轄地の区域に限る。）

在チエンナイ日本国総領事
インド（アンドラ・プラデシュ州、ケララ州、タミル・ナド州及びボンディシエリー連邦直轄地の区域に限る。）

在上海日本国総領事
中華人民共和国（上海市、江蘇省、浙江省及び安徽省の区域に限る。）

事務局だより

◎組合第41回通常総会について

当組合の第41回通常総会は、5月15日（木）午後3時から東京ガーデンパレスにおいて行います。正式なご案内は別途行いますが、予めご予定くださるようお願い申し上げます。

◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

●団体傷害補償制度：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

◎ご注文は今後もFAXでお願いします。

組合員の皆様には、いつもFAXでご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後ともFAXでお願いいたします。